

1-2 東京高等裁判所 平成27年8月26日判決

1
|
2

平成27年8月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 北條法之
平成27年(ネ)第2027号損害賠償請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所
熊谷支部平成23年(ワ)第650号)

口頭弁論終結日 平成27年6月15日

判 決

東京都渋谷区神泉町9番1号

控 訴 人	第 一 商 品 株 式 会 社
同代表者代表取締役	山 中 教 史
同訴訟代理人弁護士	川 戸 淳 一 郎
同	滝 田 裕

埼玉県

被 控 訴 人	X
同訴訟代理人弁護士	樋 口 和 彦
同	吉 野 晶
同	下 山 順
同	松 井 隆 司

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 原判決主文に、第2項として「原告のその余の請求を棄却する。」を加え、原判決主文第2項を第3項に、第3項を第4項に、それぞれ改める旨、更正する。
- 3 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、先物取引受託者である控訴人との間で先物取引委託契約を締結して先物取引を行った被控訴人が、控訴人に対し、商品取引員としてしてはならない不招請勧誘、適合性の原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、手数料稼ぎ目的の頻繁売買、手仕舞い拒否等を行い、その勧誘行為及び取引の継続に違法性があったと主張して、使用者責任（民法715条）に基づき、若しくは控訴人が当該取引を組織的に行ったと主張して不法行為（同法709条）に基づき、又は債務不履行責任に基づき（同法415条）、損失額880万6800円及び弁護士費用88万円の合計968万6800円の損害賠償並びにこれに対する不法行為以後の日で訴状送達の日翌日である平成23年12月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人において、上記のうち①適合性の原則違反、②新規委託者保護義務違反及び③手数料稼ぎ目的の頻繁売買（過当取引）の各違法があると判断して、被控訴人の請求のうち、677万4760円及びこれに対する平成23年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却する判決（原判決）を言い渡した。これに対し、原判決を不服とする控訴人が、原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、同部分に係る被控訴人の請求を棄却することを求めて控訴した。そのほかの事案の概要は、下記2のとおり原判決を訂正し、下記3のとおり控訴人の当審における主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正

(1) 原判決2頁14行目の「別紙建玉分析表」を「別紙建玉分析表及び同建玉分析表（東工－白金）（以下、併せて「別紙建玉分析表」という。）」に改め、

本判決末尾に別紙建玉分析表（東工－白金）を添付する。

- (2) 原判決3頁5行目から6行目にかけての「商品取引所法に関する委託者保護に関するガイドライン」を「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に改める。
- (3) 同4頁12行目及び同8頁20行目の各「新規保護義務違反」をいずれも「新規委託者保護義務違反」に改める。
- (4) 同6頁13行目の「含み損」を「含み損」に改める。
- (5) 同7頁20行目の「イ」の次に「適合性原則違反について」を加えた上、行を改める。

3 控訴人の当審における主張

- (1) 控訴人は、被控訴人が無職であることを本件取引当時知らなかったし、知り得なかったというべきである。被控訴人は、控訴人の審査部員（本社調査部職員）が電話によって確認した際に、建築業を10年ほど継続していると話している。また、無職者であっても、本人が商品先物取引を開始することを希望し、相応の余裕資産が存在すれば、平成22年当時の経済産業省作成のガイドブックによっても、適合性原則に違反するとはされていない。被控訴人は、本件取引開始当時、2000万円程度の資産を有していたのであるし、上記のとおり、仕事をしている旨の作り話をしてまで商品先物取引を開始することを希望していたのであるから、適合性原則に違反していないというべきである。
- (2) 被控訴人は、投資可能金額の意味を理解していたし、希望して同金額を1000万円から1200万に増額修正している。被控訴人は、上記増額修正した6日後の平成23年2月6日、習熟調査票の各質問に回答し（乙21の1）、同月15日、控訴人の審査部員によって、調査の上、習熟認定を受け（乙22）、本件取引開始後3か月間にわたった保護措置期間を終えている（保護措置の解除）。したがって、その後すぐに両建てを希望する申出書を

提出したからといって、問題があるわけではなく、これに応じた控訴人の対応に不備はない。よって、控訴人には、新規委託者保護義務の違反はない。

- (3) その他、本件取引に不合理な点はなく、特定売買を行ったというだけで不合理とはいえない。よって、手数料稼ぎ目的で頻繁に売買を行ったともいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同様に、被控訴人の控訴人に対する請求は、原判決が認容した限度で理由があるものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決を訂正し、下記3のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正

- (1) 原判決14頁22行目から23行目にかけての「金10限月10枚」を「金10月限10枚」に改める。
- (2) 同頁24行目の「12月1日」を「同年12月1日」に改める。
- (3) 同15頁26行目の「同月1月17日」を「平成23年1月17日」に改める。
- (4) 同17頁4行目の「白金15枚の決済し」を「白金15枚を決済し」に改める。
- (5) 同18頁1行目の「3月3日」を「同年3月3日」に改める。
- (6) 同頁25行目の「商品取引に委託者」を「商品先物取引の委託者」に改める。

3 控訴人の当審における主張に対する判断

(1) 適合性原則違反について

控訴人は、被控訴人が無職であることを本件取引当時知らなかったし、知り得なかったと主張する。

しかしながら、被控訴人は、平成22年11月13日に控訴人と商品先物取引委託契約を締結するに先立って、担当者の森に対し、無職無収入であることを伝えたところ、その供述内容及び契約締結の経緯等に照らし、上記被控訴人の供述は自然であって、信用することができる。

これに対し、森は、被控訴人が無収入であることを知らなかったと供述しているものの、被控訴人の職業については、「なかなかおっしゃらなかった」又は「御職業の件に関しては、無職とはおっしゃっていませんけども、具体的に言っていたかなかったので、私のほうも、じゃ無職でもいいですよというふうには申し上げた」とも供述しているのであって、森は、少なくとも被控訴人が当日作成して控訴人に提出した取引口座開設申込書（乙5）の勤務先が 建築である旨の記載が事実と異なることを知っていたというべきであるし、契約締結の経緯等に照らすと、被控訴人が無職であることを被控訴人から聞いていたと推認される。

また、控訴人は、被控訴人が、控訴人の審査部員（本社調査部職員）が電話によって確認した際に、建築業を10年ほど継続していると話していたと主張するが、上記確認の際には、控訴人の営業担当者である森及び横江が被控訴人と同席して、被控訴人の回答ぶりについて助言していたことが認められるから（甲39、原審における被控訴人本人尋問の結果）、上記審査部員において、被控訴人の発言の真否を確認できる状況にはなかったというべきである。

そして、商品先物取引は投機性が高いことから、前記ガイドラインに照らしても、無職者は適合性を有しないというべきであるから、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

(2) 新規委託者保護義務違反について

商品先物取引は投機性が高く、その仕組みの理解が困難で相場の変動も予測し難いことなどからすれば、商品取引員である控訴人は、新規委託者であ

る被控訴人に対し、被控訴人が商品先物取引に習熟し、取引に適合するよう誠実公正に保護する義務を負うというべきである。

前記認定事実によると、被控訴人が、控訴人との間で商品先物取引委託契約を締結してから約3か月後の平成23年2月6日に、控訴人が送付した習熟調査票(乙21の1)の各質問に回答し、提出している事実が認められる。その回答内容についてみると、問6の「売買取引の判断はどのようになされていますか。《複数回答可》」について、「②担当者の意見も取り入れている」、「③担当者の相場観を参考にしている」の2つに丸印を付しているが、「①自分で相場観を持ち判断している」には丸印を付していない。また、問2の「委託のガイドについて」の1「お取引開始後も『契約締結前交付書面・委託のガイド』はお読みになられましたか。」について、「④紛失したので、もう一度欲しい」にいったん丸印を付した形跡があるが、上記丸印は、二重線で抹消されている。また、被控訴人は、これに関連した質問である「『③読んでいない』を選択した方にお伺いします。その理由をお聞かせください。

《複数回答可》」に対しては、「①取引開始時の説明で理解しているから。」に丸印を付しており、取引開始後に『契約締結前交付書面・委託のガイド』を読んでいないことを前提とした質問に回答していることが認められる。ほかに、問4の「取引中の留意点について」の1「建玉の損益(値洗い)計算方法は理解されていますか。《複数回答可》」について、「③必要な時に担当者から聞いて確認している」にいったん丸印を付した後、抹消した形跡がみられる。

また、控訴人の審査部職員は、同月15日、被控訴人に電話をかけて、上記習熟調査票の回答について確認しているところ、東京調査部職員(小原課長)の「仕組み等十分ご理解できましたかね」との質問に対して、被控訴人が「えーなんとか」と答え、十分に理解したとは受け取れない回答をしていること(乙22)、にもかかわらず、同職員は、それ以上の習熟のための措

置を執ることなく、習熟認定を行い、保護措置を解除したこと、被控訴人は、その直後の同月19日付けで控訴人に対し、両建を希望する旨の申出書（乙23）を提出したところ、控訴人はこれに応じ、同月23日の金20枚の売建（原判決別紙建玉分析表のNo.69及び70の各取引）から両建を受託していることが認められる。

しかしながら、前記認定事実に照らし、被控訴人が、同時点で、商品先物取引に習熟していたと認めるに足る事情はないことからすると、控訴人の上記対応は新規委託者保護義務違反に当たるといふべきである。

(3) 手数料稼ぎ目的の頻繁売買について

控訴人は、特定売買を行ったというだけで不合理とはいえないと主張する。しかし、商品先物取引の専門家である商品取引員及びその従業員は、商品取引所法等の各種法令及び信義則上、商品先物取引について十分な知識と経験を有しない者が安易に商品先物取引をして本人の予測し得ない大きな損害を被ることのないように努めるべき高度の注意義務を負っており、単なる善管注意義務にとどまらず、顧客の経済的利益に配慮し、顧客に役立つ各種の相場情報を不断に提供し、取引についても顧客に最も有利な方法を説明し、助言し、指導すべき注意義務を負っているといふべきである。

他方、商品取引員は、委託手数料収入の増加のためには、顧客の取引回数及び取引枚数が増大することが望ましいという利害関係を有している。そこで、顧客のした取引を客観的に振り返って分析した場合に、経済的に不合理な取引が頻繁に反復継続されており、およそ顧客の経済的利益を追求する取引が行われていたとは考えられない客観的状況にあることが判明した場合には、前記事情を踏まえ、商品取引員及びその従業員が当該顧客に対してその顧客の経済的利益に配慮して説明し、助言し、指導すべき注意義務を怠っていなかったことを立証しない限り、商品取引員及びその従業員に当該注意義務違反が認められるといふべきである。

本件において、被控訴人には先物取引の経験がなく、控訴人の従業員もこれを認識していたこと、控訴人は、平成23年2月19日付けで被控訴人に両建を希望する旨の申出書を提出させたことは前記認定のとおりであるところ、前記認定のとおり、金の売建に係る同月23日（20枚、原判決別紙建玉分析表のNo.69及び70の各取引）、同月25日（20枚、同No.75ないし78）、3月11日（5枚、同No.88）、3月15日（10枚、同No.89）の各取引、白金の買建に係る同年2月23日（10枚、本判決別紙建玉分析表（東工一白金）のNo.79及び80の各取引）、同年3月3日（10枚、同No.91及び92の各取引）の各取引、白金の売建に係る同年2月28日（10枚、同No.85及び86の各取引）、同年3月11日（10枚、同No.97の取引）の各取引は、いずれも特定取引である両建に該当する。このような本件取引を客観的に振り返って分析した場合に、経済的に不合理な取引が頻繁に反復継続されていることが認められ、およそ被控訴人の経済的利益を追求する取引が行われていたとは考えられない客観的状況にあるというべきである。

これについて、本件において、商品取引員である控訴人及びその従業員が、顧客である被控訴人に対して、その経済的利益に配慮して説明し、助言し、指導すべき注意義務を怠っていたことを立証したとは認め難い。

以上によると、控訴人の担当者らが、先物取引の経験のない被控訴人に対して、本件取引の早い段階から継続的に過大な取引を勧誘ないし許容したことが認められ、このような行為は委託契約上の注意義務に反して違法であるというべきであるから、控訴人は、手数料稼ぎ目的の頻繁売買についての責任を免れない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求について、原判決が認めた限度で認容することが相当であり、これと同旨の原判決は正当として是認することができる。し

たがって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 杉 原 則 彦

裁判官 山 口 均

裁判官 高 瀬 順 久

東京高等裁判所

建玉分析表

特定売買判定方法: パターン1 (金性に判定) Y/N有、不0、重値存、商品単独、限月無規 Y-N: 約定日+場節+発注日時+登録No

東工-白金

No.	約定日付	商品名	限月	値段	売数	売	委託玉	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	直途日	面	不新規
1	2010/11/19	東工-白金	2011/10	4463	12	新											
2	2010/11/19	東工-白金	2011/10	4464	2	新											
3	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4466	1	新											
4	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4466	9	新											
5	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4498				12	仕		-210,000	139,200	6,960	-356,160			1
6	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4498				2	仕		-34,000	23,200	1,160	-58,360			2
7	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4497				1	仕		-15,500	5,800	290	-21,590			3
8	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4497				9	仕		-139,500	52,200	2,610	-194,310			4
9	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4498				2	新								
10	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4498				16	新								
11	2010/11/24	東工-白金	2011/10	4499				2	新								
12	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4492				2	仕		-7,000	23,200	1,160	-31,360			9
13	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4493				2	仕		-5,000	23,200	1,160	-29,360			10
14	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4494				3	仕		-6,000	34,800	1,740	-42,540			10
15	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4493				10	仕		-25,000	116,000	5,800	-146,800			10
16	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4492				1	仕		-3,000	11,600	580	-15,180			10
17	2010/11/30	東工-白金	2011/10	4492				2	仕		-7,000	23,200	1,160	-31,360			11
18	2010/12/01	東工-白金	2011/10	4518				7	新								
19	2010/12/01	東工-白金	2011/10	4517				13	新								
20	2010/12/01	東工-白金	2011/10	4517				16	新								
21	2010/12/01	東工-白金	2011/10	4517				20	新								
22	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4621				35	新								
23	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4622				37	新								
24	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4620				40	新								
25	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4640				7	仕		-427,000	83,300	4,165	-514,465			18
26	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4640				3	仕		-184,500	35,700	1,785	-221,985			19
27	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4640				5	仕		-47,500	30,500	1,525	-79,525			22
28	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4640				2	仕		-18,000	12,200	610	-30,810			23
29	2010/12/02	東工-白金	2011/10	4640				3	仕		-30,000	18,300	915	-49,215			24
30	2010/12/03	東工-白金	2011/10	4676				2	仕		-159,000	23,800	1,190	-183,990			19
31	2010/12/03	東工-白金	2011/10	4675				5	仕		-135,000	61,000	3,050	-201,550			22
32	2010/12/03	東工-白金	2011/10	4676				5	仕		-137,500	61,000	3,050	-201,550			22
33	2010/12/07	東工-白金	2011/10	4593				1	仕		-38,000	11,600	580	-50,180			19
34	2010/12/07	東工-白金	2011/10	4593				2	仕		-76,000	23,200	1,160	-100,360			20
35	2010/12/07	東工-白金	2011/10	4586				1	仕		-34,500	11,600	580	-46,680			20
36	2010/12/13	東工-白金	2011/10	4573				4	仕		-112,000	46,400	2,320	-160,720			21
37	2010/12/29	東工-白金	2011/12	4699				3	新								
38	2010/12/29	東工-白金	2011/12	4698				3	新								
39	2011/01/05	東工-白金	2011/12	4656				3	仕		64,500	36,600	1,830	26,070			37
40	2011/01/05	東工-白金	2011/12	4656				1	仕		21,000	12,200	610	8,190			38
41	2011/01/05	東工-白金	2011/12	4655				2	仕		43,000	24,400	1,220	17,380			38
42	2011/02/08	東工-白金	2011/12	4904				7	仕								
43	2011/02/08	東工-白金	2011/12	4905				3	新								
44	2011/02/09	東工-白金	2011/12	4940				7	仕		126,000	85,400	4,270	36,330			42
45	2011/02/09	東工-白金	2011/12	4940				2	仕		35,000	24,400	1,220	9,380			43
46	2011/02/09	東工-白金	2011/12	4940				1	仕		17,500	12,200	610	4,690			43
47	2011/02/10	東工-白金	2011/12	4945				7	新								

建玉分析表

特定売戻判定方法:バタン>1 (金件に判定)ヲイテ有、不0、重減有、商品単独、限月無規 ヲト:約定日+場節+発注日時+登録No

東工一白金

No.	約定日付	商品名	限月	値段	売数	売	委託玉	買数	売残	買残	差引損益金	差引損益金	消費税	委託手数料	直述日	面	不新規
48	2011/02/10	東工一白金	2011/12	4949	1	新											
49	2011/02/10	東工一白金	2011/12	4952	1	新											
50	2011/02/10	東工一白金	2011/12	4945	6	新											
51	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4917	7	仕		7	0	0	98,000	8,330	4,270	85,400			47
52	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4917	1	仕		1	0	0	16,000	3,190	610	12,200			48
53	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4917	1	仕		1	0	0	17,500	4,690	610	12,200			49
54	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4918	6	仕		6	0	0	81,000	4,140	3,660	73,200			50
55	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4919	1	仕		1	0	0							
56	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4921	6	新		6	0	0							
57	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4922	1	新		1	0	0							
58	2011/02/14	東工一白金	2011/12	4922	7	新		7	0	0							
59	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4922	1	新		1	0	0							
60	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4968	4	仕		4	0	0	24,500	11,690	610	12,200			55
61	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4967	2	仕		2	0	0	94,000	42,760	2,440	48,800			56
62	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4967	1	仕		1	0	0	46,000	20,380	1,220	24,400			56
63	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4967	7	仕		7	0	0	22,500	9,690	610	12,200			57
64	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4967	9	仕		9	0	0	157,500	67,830	4,270	85,400			58
65	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4968	6	新		6	0	0							
66	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4976	2	仕		2	0	0	-8,000	-20,810	610	12,200			64
67	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4976	7	仕		7	0	0	-28,000	-72,835	2,135	42,700			64
68	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4976	6	仕		6	0	0	-27,000	-65,430	1,830	36,600			65
69	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4976	1	新		1	0	0							
70	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4977	4	新		4	0	0							
71	2011/02/15	東工一白金	2011/12	4977	10	新		10	0	0							
72	2011/02/17	東工一白金	2011/12	4964	1	仕		1	0	0	-6,000	-18,810	610	12,200			69
73	2011/02/17	東工一白金	2011/12	4964	4	仕		4	0	0	-26,000	-77,240	2,440	48,800			70
74	2011/02/17	東工一白金	2011/12	4964	10	仕		10	0	0	-65,000	-193,100	6,100	122,000			71
75	2011/02/18	東工一白金	2011/12	4976	5	新		5	0	0							
76	2011/02/18	東工一白金	2011/12	4975	1	新		1	0	0							
77	2011/02/18	東工一白金	2011/12	4975	1	新		1	0	0							
78	2011/02/21	東工一白金	2011/12	4977	3	新		3	0	0							
79	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4850	7	新		7	0	0							
80	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4851	5	新		5	0	0							
81	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4850	1	仕		1	0	0	315,000	250,950	3,050	61,000			75
82	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4850	1	仕		1	0	0	62,500	49,690	610	12,200			76
83	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4850	1	仕		1	0	0	62,500	49,690	610	12,200			77
84	2011/02/23	東工一白金	2011/12	4850	3	仕		3	0	0	190,500	152,070	1,830	36,600			78
85	2011/02/28	東工一白金	2012/02	4838	6	新		6	0	0							
86	2011/02/28	東工一白金	2012/02	4839	4	新		4	0	0							
87	2011/03/03	東工一白金	2011/12	4896	1	仕		1	0	0	23,000	10,190	610	12,200			79
88	2011/03/03	東工一白金	2011/12	4896	2	仕		2	0	0	46,000	20,380	1,220	24,400			79
89	2011/03/03	東工一白金	2011/12	4896	5	仕		5	0	0	112,500	48,450	3,050	61,000			80
90	2011/03/03	東工一白金	2011/12	4895	2	仕		2	0	0	44,000	18,380	1,220	24,400			80
91	2011/03/03	東工一白金	2012/02	4907	5	新		5	0	0							
92	2011/03/03	東工一白金	2012/02	4908	5	新		5	0	0	228,000	151,140	3,660	73,200			85
93	2011/03/11	東工一白金	2012/02	4762	6	仕		6	0	0	39,000	26,190	610	12,200			86
94	2011/03/11	東工一白金	2012/02	4761	1	仕		1	0	0							

建玉分析表

特定売買判定方法: n'<->n' (全件に判定) ｱｲｸﾞ有、不0、塵積有、商品単独、限月無視、約定期日+場跡+発注日時+登録No

東工-白金

No.	約定日付	商品名	月	値段	売数	売	委託玉	買	買数	売数	買数	買残	売残	委託手数料	売買損益金	差引積益金	消費税	価額	日	両	不	新	規	
95	2011/03/11	東工-白金	2012/02	4763	10	10	仕	2	1	0	10	10	10	24,400	76,000	50,380	1,220							86
96	2011/03/11	東工-白金	2012/02	4762	10	10	仕	1	0	10	10	10	10	12,200	38,500	25,690	610							86
97	2011/03/11	東工-白金	2012/02	4771	10	10	仕	2	1	0	10	10	10	23,800	467,000	442,010	1,190							97
98	2011/03/17	東工-白金	2012/02	4304	2	2	仕	2	8	8	10	8	8	23,800	-608,000	-632,990	1,190							92
99	2011/03/17	東工-白金	2012/02	4300	2	2	仕	3	5	8	8	8	8	35,700	417,000	379,515	1,785							97
100	2011/03/18	東工-白金	2012/02	4493	1	1	仕	5	0	8	8	8	8	59,500	692,500	630,025	2,975							97
101	2011/03/18	東工-白金	2012/02	4494	1	1	仕	0	0	7	7	7	7	-202,000	-202,000	-214,495	595							92
102	2011/03/18	東工-白金	2012/02	4504	1	1	仕	0	0	6	6	6	6	-202,500	-202,500	-214,495	595							92
103	2011/03/18	東工-白金	2012/02	4503	5	5	仕	0	0	1	1	1	1	11,900	-792,500	-854,975	2,975							91
104	2011/03/22	東工-白金	2012/02	4590	1	1	仕	0	0	0	0	0	0	11,900	-159,000	-171,495	595							92
105	2011/03/22	東工-白金	2012/02	4590	1	1	仕	0	0	0	0	0	0	2,310,700	-297,000	-2,723,235	115,535							92

売買損益計: -297,000
 差引損益計: -2,723,235
 手数料計: 2,310,700 (損金に対する手数料の割合: 84.85%)
 特定売買比率: 52.38% (仕切件数) (新規42件の内: 直し6件、差転12件、両建7件)
 手数料諸税割合: 2.426,235 (損金の手数料諸税割合: 89.09%)
 特定売買内訳 (仕切63件の内: 日計8件、不抜0件)